

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成20年5月30日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「(仮称)高津区千年集合住宅計画」に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	株式会社ノエル 川崎市高津区二子五丁目1番1号 代表取締役社長 金古 政利
	指定開発行為の名称	(仮称)高津区千年集合住宅計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設(第3種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市高津区千年1, 249番1ほか (区域面積: 8,910.51㎡)
	指定開発行為の目的	集合住宅の新設
	指定開発行為の内容	区域面積: 8,910.51㎡ 計画人口: 613人、計画戸数: 204戸 建物高さ: 19.99m 延べ面積: 18,051.00㎡
	指定開発行為の施行期間	平成21年2月～平成23年1月(予定)
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間: 平成20年5月30日(金)から 平成20年7月14日(月)まで (土曜日、日曜日等閉庁日は除く。ただし、高津区役所では第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。) 時間: 午前8時30分から午後5時00分まで
	縦覧場所	高津区役所、橘出張所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧の条例準備書(写し)について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限: 平成20年7月14日 (郵送の場合は、平成20年7月14日消印有効) 意見書の用紙: それぞれの縦覧場所に用意してあります。
問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号: 044-200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm	